

令和 7 年度 市内企業デジタル化推進事業委託 プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

- (1) 業務名 令和 7 年度 市内企業デジタル化推進事業委託
- (2) 本業務の目的 市内企業等におけるデジタル技術を用いた業務改善や生産性向上、を図るなど、本市の DX 化推進を目的とする。
- (3) 業務内容 市内企業向け DX セミナー、実態調査、DX 推進にかかる伴走支援の実施
- (4) 業務場所 志摩市地内
- (5) 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 19 日

2. 見積限度額

6,262 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3. 実施型式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

- (1) 本業務のプロポーザルに参加する者は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとします。
 - ア. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - イ. 令和 7 年 5 月 1 日現在で志摩市契約規則第 3 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿の「2708 計画策定・コンサルティング 04 経営コンサルティング」の部門に登録されていること。なお、志摩市競争入札資格者名簿は三重県市町総合事務組合における審査完了月（毎月 25 日までの審査完了分）の翌月 1 日に登録となるので注意すること。
 - ウ. 志摩市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置期間中でないこと。
 - エ. 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
 - オ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (2) 提案参加業者は、上記参加資格条件をみたすもののうち、令和 2 年度以降に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む。）に対し同種の業務の契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績があるものを選定する。

なお、同種業務とは、中小企業を対象に DX 化推進にかかる課題の抽出からツールの

導入などに対する伴走支援を行った実績をいう。

5. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

「参加表明書（様式第 1 号）」、「会社概要調書（様式第 2 号）」「履行実績調書（様式第 3 号）」及び添付書類を下記受付場所へ郵送（簡易書留）又は持参にて提出すること。

(2) 提出書類一覧表

順番	提出書類の名称	様式	備考
1	参加表明書	様式第 1 号	
2	会社概要調書	様式第 2 号	会社概要調書（様式第 2 号）に記載の書類及び会社の概要がわかる資料（パンフレットなど）
3	履行実績調書	様式第 3 号	履行実績調書（様式第 3 号）に記載の添付書類

(2) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、「書類審査による選定通知書（様式第 6 号）」により、電子メール及び郵送にて参加者に通知する。

6. 提案書類の作成、提出方法

以下に定める書類を 10. (1) 書類提出先へ一括して郵送（簡易書留）又は持参にて 9 部（正本 1 部・副本 8 部）提出すること。ただし、「参考見積書」は正本 1 部のみ提出すること。受付期間中に提出がない場合、不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とする。

なお、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めません。

(1) 提案書類について

- ①提案書類は、市内企業デジタル化推進事業委託公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領に基づき作成すること。
- ②(3)「提出書類一覧表」の順番にまとめること。
- ③企画提案書は、原則 A4 とする。
- ④提案書の文字のサイズは 12 ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。
- ⑤様式指定のあるものについては、別紙指定様式により作成すること。
- ⑥様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数をページの下中央に記載すること。
- ⑦2 穴綴じとし、紐綴じ等簡易な綴じ方とすること。
- ⑧専門知識を有しない場合でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ⑨企画提案書の構成については審査基準を参考にした記載内容の作成に努めること。

⑩正本 1 部は、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したものとし、副本 8 部は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印していないものを提出すること。

※副本は、作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。

⑪提案書は、1 者 1 提案とする。

(2) 参考見積書（任意様式）

見積の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

正本 1 部として、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したものを提出すること。

(3) 提出書類一覧表

順番	提出書類の名称	様式	制限頁・枚数
1	企画提案書（表紙）	様式第 8 号	表紙
2	企画提案書	任意様式	A4 判用紙両面印刷 10 枚（20 ページ） までとする。
3	業務実施体制	任意様式	A4 判 1 頁
4	実施スケジュール	任意様式	A4 判 1 頁
5	参考見積書	様式第 9 号	消費税及び地方消費税は除いた金額を 記載すること 内訳書も添付すること
6	再委託方針	任意様式	再委託を行う予定の場合は必ず添付す ること

(4) 受付期間

令和 7 年 4 月 17 日（木）から令和 7 年 5 月 7 日（水）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までで、必着とする。（ただし、持参の場合は、正午から午後 1 時の間、及び志摩市の休日を定める条例（平成 16 年志摩市条例第 2 号。）第 1 条第 1 項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）を除く。）

郵送にて提出する場合においても、受付期間内に必着とする。

7. 審査方法及び審査内容

別紙「市内企業デジタル化推進事業委託 プロポーザル方式審査要項」参照

8. 質問及び回答

参加表明書及び提案書に関する質問については、電子メールによることとし、電子メールの件名を「市内企業デジタル化推進事業委託 質問について（業者名）」とし、様式第 4 号を 10. 書類提出先に記載のメールアドレスに送信すること。（午前 8 時 30

分から午後 5 時の間に電話により経済課まで受信確認をすること。ただし、土日祝日にメールを送信した場合には翌開庁日に受信確認をすること。) なお、電話による質問は受付しない。

質問受付期間は令和 7 年 4 月 17 日 (木) から令和 7 年 4 月 23 日 (水) の午前 8 時 30 分から正午までとする。

なお、回答については、令和 7 年 4 月 30 日 (水) 午後 5 時までに志摩市ホームページに掲載する。

9. 契約手続き等

(1) 契約交渉相手方等の決定

第 2 次審査 (ヒアリング等) の結果により、契約交渉相手方及び順位を決定する。

(2) 審査結果の通知

第 2 次審査 (ヒアリング等) 参加業者全員に対し、書面により、契約交渉相手方及び順位を通知する。

(3) 異議申し立て

審査結果に関する異議申し立ては、通知書に記載の日までに行うこと。

(4) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された内容等をふまえ、契約交渉相手方に選定された者と交渉し決定する。

(5) 次点者との契約

契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行う。

10. 書類提出先・問合せ先

志摩市役所 観光経済部 経済課 担当：東、原条

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-22

TEL : 0599-44-0010 FAX : 0599-44-5262

E-mail:keizai@city.shima.lg.jp

11. 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別

提出された書類、審査の過程等は公表しない。

12. 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込み、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する費用はすべて提案者の負担とする。

1 3. その他

(1) 参加申込み後の辞退

参加申込み後に辞退する場合は、「公募型プロポーザル辞退届（様式第 11 号）」を持
参又は郵送にて提出すること。

(2) 虚偽記載等

参加申込書、提案書類等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。

(3) 言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類は、参加者に返還しない。また、提案内容を市が実行するものを確約す
るものではない。

事業の全体スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順

	事項	期日・期間等
1	参加表明書及び提案書の受付	広告日から令和 7 年 5 月 7 日（水）まで ※持参の場合は勤務時間内（午前 8 時 30 分から午後 5 時）に提出してすること。
2	参加申込み及び提案書に関する質問の受付※電子メールによる	広告日から令和 7 年 4 月 23 日（水）の午後 5 時まで ※質問者に電子メールにて回答する。
3	参加資格審査	令和 7 年 5 月 13 日（火） ※提案者の出席は必要はありません。
4	参加資格審査結果通知書の送付	令和 7 年 5 月 14 日（水）（予定） ※参加申込者全員に電子メール及び郵送にて送付する。
5	ヒアリング等の実施に関する通知	令和 7 年 5 月 14 日（水）（予定） ※参加申込者全員に電子メール及び郵送にて送付する。
6	ヒアリング等の実施	令和 7 年 5 月 23 日（金）（予定）
7	ヒアリング等の審査の結果通知の送付	令和 7 年 5 月 28 日（水）（予定）
8	委託予定業者と随意契約	令和 7 年 6 月 中旬頃